

令和2年9月17日
日本貸金業協会

「個人情報保護指針」一部改正（案）の意見募集について

日本貸金業協会では、「個人情報保護指針」の一部改正（案）を（別紙）のとおり取りまとめましたので、公表し、意見を募集します。

なお、本協会は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」といいます。）第47条第1項の規定に基づき、個人情報保護団体の認定を受けており、意見募集後、「個人情報保護指針」の所要の改正を行い、保護法第53条第2項に基づき、個人情報保護委員会並びに貸金業法第33条第2項により金融庁へ届出をします。

改正の概要、意見募集要領等は下記のとおりです。

記

1. 法令等の改正概要

(1) 貸金業者向けの総合的な監督指針関係

近年の情報通信技術等の飛躍的な発展等を踏まえ、個人データの第三者提供における本人からの同意取得に関する規定を新設する改正

(2) 個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール関係

英国のEU離脱後においても、EUに対して行った保護法第24条に基づく指定を英国に対して継続することについて、平成31年3月29日に個人情報保護委員会より告示（平成31年個人情報保護委員会告示第5号）が行われ、令和2年2月1日に施行されました。

これに伴い、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等（平成31年個人情報保護委員会告示第1号）」及び「個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」の一部改正が行われ、英国の離脱後においても、日英間の円滑な個人データ移転が確保されました。

(3) 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）関係

イ 利用目的による制限の例外（保護法第16条第3項関係）

＜法令に基づく場合（第1号関係）＞

法令に基づく場合の例として、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び電気事業法に基づく場合」が事例として追加されました。

ロ 直接書面等による取得（保護法第 18 条第 2 項関係）

名刺などにより個人情報を取得する場合は、一般の慣行として、自身の個人情報を、本人の自発的な意思で、任意の簡便な形式により相手に提供するものであり、個人情報取扱事業者が一定の書式や様式を準備した上で、本人が当該事業者の求めに沿う形で個人情報を提供する場合とは異なることから、保護法第 18 条第 2 項の義務を課すものではなく、保護法第 18 条第 1 項が適用されることが明確化されました。

ハ 利用目的の通知等をしなくてよい場合（保護法第 18 条第 4 項関係）

＜取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合（第 4 号関係）＞
一般の慣行として交換して取得した名刺に記載の個人情報を、所属する会社の広告宣伝のための冊子や電子メールの送付に利用することが、保護法第 18 条第 4 項第 4 号に該当することが明確化されました。

ニ オプトアウトに関する原則（保護法第 23 条第 2 項関係）

＜第三者への提供を利用目的とすること（第 1 号）＞

個人情報保護委員会へオプトアウトの届け出を行う場合に、届出書に利用目的を記載する上での注意事項、および望ましい記載の事例が追加されました。

＜第三者に提供される個人データの項目（第 2 号）＞

個人情報保護委員会へオプトアウトの届け出を行う場合に、届出書に記載する個人データの項目についての注意事項が追加された。

これらの改正等を踏まえ、当協会の「個人情報保護指針」の一部改正を行います。

2. 「個人情報保護指針」の主な改正内容

[\(別紙\) 【新旧対照表】「個人情報保護指針」一部改正 \(案\)](#)

3. 「個人情報保護指針」の施行

施行については、協会機関決定を経て、所定の手続後に施行します。

4. ご意見等の募集要領

この改正案についてご意見等がありましたら、令和 2 年 1 0 月 1 日 (木) 1 7 時 0 0 分 (必着) まで（引用等している法令等の改正法等が既に施行されており、速やかに運

用を開始する必要があるため)に、氏名、職業、連絡先および理由を記入の上、電子メール、郵便又はFAXにより所定の送付先に、お寄せください。

なお、電話によるご意見はご遠慮願います。

ご意見等に記入された電話番号等の個人情報、ご意見等の内容に不明な点があった際に連絡をさせていただく場合やご意見の確認をさせていただく場合に使用します。

なお、ご意見等に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

以上

ご意見の募集は終了しました。ありがとうございました。

<ご意見等の送付先>

郵送の場合

〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル3F
日本貸金業協会 会員業務部 宛

e-mail又はFAXの場合

e-mail:iken@j-fsa.jp

F A X : 03-5739-3027

<お問い合わせ先>

日本貸金業協会 会員業務部 高橋・河合

電話番号 : 03-5739-3014